総務財政委員会資料

- 請 願 審 査
 - 3年請願第16号 樹木を扱う公共工事における市民への説明と ルールづくりについて

令和 4年 6月 3日

財政局

1 請願事項

3年 請願第16号

樹木を扱う公共工事における市民への説明とルールづくりについて

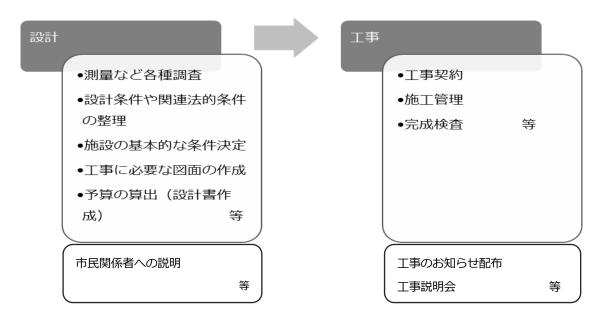
1. 樹木を扱う公共工事では、事前に市民への説明を重ね、市民の理解を深める努力をすること。また、業者への指導を徹底するなどのルールづくりを行うこと。

2 福岡市における公共工事の実施イメージ

(1) 公共工事の流れ

福岡市では、道路や上下水道・公園、市営住宅や学校・公民館などの整備を、現在 39 種の工事業種で実施しており、工事の規模及び内容も様々であるが、一般的な公共工事の流れを下図に示す。

【実施イメージ】



(2) 地域住民への説明等

公共工事において統一基準としている、国が定めた標準仕様書において、工事の施工上必要な地域住民等への説明及び協議を行うものとする旨、規定されている。 また、工事の契約書及び設計図書にも、地域住民への説明や周知等が規定されている。

そのため、受注者は、地域住民等と必要な協議等を行ったうえで、施工計画書を 作成し、市監督員の承認を得て、工事に着手することとしている。

3	請願に対する基本方針
0	福岡市では、工事の種類・規模等に応じて、標準仕様書及び契約書等に基づき、 設計及び工事の各段階において、地域住民等の関係者に対して必要な説明を行い、 受注者は、市監督員の承認を得たうえで、工事を実施することとしている。
	今後とも、公共工事の実施にあたっては、標準仕様書及び契約書等に基づき、地域住民等の関係者に対する必要な説明等について、適切に対応していく。